

市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

申告・受付会場 **問い合わせ** 税務課(内線122~124)

【受付時間】 午前9時~11時30分 / 午後1時~4時

地区	とき	ところ
萱瀬	1月31日(金)	萱瀬住民センター
松原		松原 "
福重	2月 3日(月)	福重 "
西大村	4日(火)~ 7日(金)	中地区公民館(注1)
三浦	10日(月)	三浦住民センター
鈴田		鈴田 "
竹松	12日(水)~14日(金)	竹松 "
大村	17日(月)~28日(金) ※土・日曜日を除く	市役所2階大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月3日(月)~17日(月)(土・日曜日を除く)まで市役所2階大会議室で受け付けます。

(注1) 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

◎申告に必要なもの

※「所得税の確定申告書」を提出する人は申告の必要はありません。

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払証明書
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- 営業、農業、不動産などの事業所得のある人は収支内訳書
- そのほかに収入がある人は、その収入がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

税の申告受付が始まります

申告はお早めに

平成26年度の「市県民税」と平成25年分の「所得税」の申告の時期です。
この申告は、平成26年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。
期限内に必ず申告してください。

申告期限
3月17日(月)

公的年金等の収入金額が400万円以下の皆さんへ

公的年金等の収入金額が400万円以下(注2)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることで所得税が還付される人は、確定申告書を提出してください。

(注2) 複数の公的年金等を受給している人は、その収入金額の合計額となります。

ただし、次に該当する人は市県民税の申告が必要です。

- ・公的年金等を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦(寡夫)控除など)以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等の追加)の適用を受けるとき
- ・公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得(農業所得、不動産所得、一時所得など)があるとき

■税務課(内線122~124)

諫早税務署からのお知らせ

諫早税務署 ☎21370

所得税の確定申告

◎市役所会場(2階大会議室)

- ・所得税の申告 2月17日(月)～3月17日(月)
- 受付時間は午前9時～午後4時 ※土・日曜日を除く
- ※午前11時30分～午後1時は受け付けできません。

◎諫早税務署会場(平日のみ)

- 受付時間は午前9時～午後4時
- ・所得税、贈与税の申告 ……3月17日(月)まで
- ・消費税の申告 ……3月31日(月)まで
- ・還付の申告 ……随時受け付けます
- ・確定申告相談会 ……2月 7日(金)から

◎振替納税をご利用の皆さんへ

- ・所得税の振替日…4月22日(火)
- ・消費税の振替日…4月24日(木)
- ※振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

◎郵送先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

◎注意事項

- ・市役所会場では事業所得(青色申告など)、譲渡所得(土地・株式など)の申告は受け付けできません。
- ・農業所得、不動産所得、営業所得などの申告は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越してください。
- ・所得税の納付書納入期限は、3月17日(月)です。

確定申告期は諫早税務署内駐車場に申告相談会場を設置するため、駐車スペースが非常に狭くなります。また、臨時駐車場もありませんので、申告相談にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。
※土・日曜日、祝日は休みです。

1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人で事業や不動産貸付などを行うすべての人に記帳と帳簿書類の保存が必要になります。
※所得税の申告が必要ない人も対象です。

- 記帳する内容……売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額などを帳簿に記載します。
- 帳簿書類の保存……帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存します。

申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください!

確定申告書等作成コーナー

作成したデータは、e-Tax(電子申請)で提出できます。また復興特別所得税も自動計算します。

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書のほか収支内訳書や青色申告決算書などを作成することができます。

※e-Taxを利用するには、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。



平成25年分確定申告期 は税務署の閉庁日も対応 します

- 閉庁日に対応する日
2月23日(日)、3月2日(日)
受付時間:午前9時から午後4時
- 申告会場 NBC別館(長崎市上町1-35)
※申告は長崎税務署が対応します。
(税務署庁舎では行いません。)
- 対応業務
 - ・確定申告書用紙の配布
 - ・申告相談
 - ・確定申告書の收受
 - ・納付相談



■諫早税務署 ☎②1370

事業主の皆さんへ

eLTAX(エルタックス)を利用できます

eLTAXを利用することで、これまで郵送や市役所に出向いて提出していた給与支払報告書や法人市民税申告書などをパソコンで作成し、電子データで提出することができます。

◎市で利用できる申告書など

- ・個人市県民税(給与支払報告書、総括表、特別徴収に係る届出)※市県民税の申告はできません。
- ・法人市民税(法人市民税の申告書、法人市民税に係る届出)
- ・固定資産税(償却資産申告書)



利用方法など詳しくは、eLTAXのホームページ
(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

■地方電子化協議会サポートデスク

☎0570-081459(全国一律市内通話料金)

IP電話やPHS: ☎045(759)3931

利用時間:午前8時30分~午後9時(平日のみ)

住民税の住宅ローン控除について

1 平成11年~18年末までに入居した人

(税源移譲に伴う特別措置)

◎対象者

- ①居住開始日が平成11年~18年末で、平成25年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成25年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

2 平成21年~25年末までに入居した人

◎対象者

- ①居住開始日が平成21年~25年末で、平成25年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成25年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

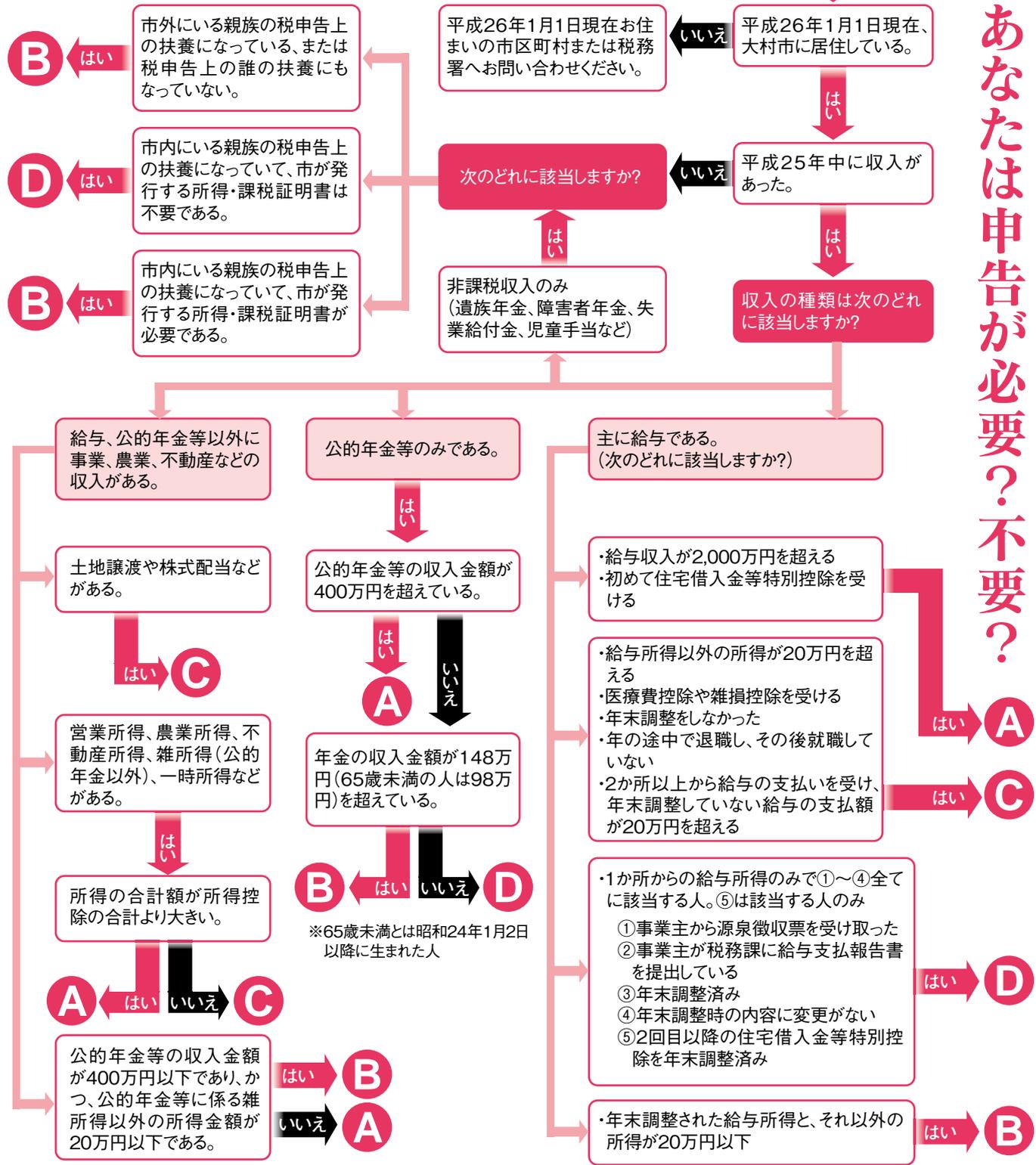
3 控除額

左記1または2に該当する人で、次のいずれか小さい額ア. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除できなかった額。
イ. 所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)。



■税務課(内線124)

あなたは申告が必要? 不要?



A 「所得税の確定申告」が必要です
収入が公的年金等のみの人は、所得税が還付される場合があります。

B 「市県民税の申告」が必要です
国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定などの基礎資料になります。

C 「市県民税の申告」「所得税の確定申告」どちらかが必要です
税務署から確定申告書や申告のお知らせはがきなどが届いた人は、所得税がかからなくても確定申告が必要な場合があります。

D 申告は不要です

※この表は一般的に解説したものであり、該当しない場合もあります。